

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	佐 野 達 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	礒 川 湧 生
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

発言者	内 容
<p>事務局長</p> <p>会長</p>	<p>1. 開催日時 令和4年6月20日（月） 午前9時00分から午前9時20分</p> <p>2. 開催場所 愛西市役所 北館3階 災害対策本部兼会議室</p> <p>3. 出席委員（15人）別紙のとおり</p> <p>4. 欠席委員（ 0人）別紙のとおり</p> <p>5. 議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 7 号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 8 号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 3 号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出</p> <p>日程第 6 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>6. 農業委員会事務局職員（ 5人）別紙のとおり</p> <p>7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 礒川湧生 植松 佑太 である。</p> <p>8. 会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、只今より、令和4年6月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。 会長さん宜しくをお願いします。</p> <p>《会長あいさつ》</p>

<p>会長</p>	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より6月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》</p> <p>それでは、</p> <p>議席番号 4番 田 中 光 義 委員</p> <p>議席番号 5番 浅 井 佐智子 委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <p>議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請・・・・・・・・・・3件</p> <p>議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請・・・・・・・・・・10件</p> <p>決定第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について・・・・・・・・・・11件</p> <p>専決報告 1. 農地法第3条の3の規定による届出・・・・・・・・・・7件</p> <p>2. 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願・・・・1件</p> <p>3. 農地法第5条第1項第7号の規定による届出・・・・3件</p> <p>報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知・・・・・・・・8件</p> <p>それでは、議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請3件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》（1番から3番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p>
<p>会長</p>	<p>以上、3件につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p> <p>只今、事務局より議案第7号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>（発言なし）</p>
<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p>

会長	<p>それでは、議案第 7 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 10 件について審議をお願いします。なお、議案番号 4 番から 6 番については、総会規則第 17 条の「議事参与の制限」に該当します。先に、議案番号 4 番から 6 番の審議をおこないますので、関係委員は退席をお願いします。</p> <p>《関係委員 退席》</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(4 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成 18 年に医師免許を取得し、勤務医として従事し、15 年以上のキャリアを積んできました。この経験と知識を活かし、独立して開業医として働いていきたいと考えました。土地を探していた中で見つかった申請地は県道沿いであり、J R 永和駅からも近く、さらにこの地域には整形外科、通所リハビリテーションが無いとため、地域の方に利用していただけると考えました。申請地であれば、1 日の利用者数を考慮しても適度なスペースがあり、農地への影響も少ないため、最適地であると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、診療所を建築する計画です。</p> <p>(5 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請番号 4 番の診療所の駐車場としての申請です。診療所の予定利用者が午前、午後それぞれ 60 人程度で、入れ代わり利用するとして 20 台分、従業員用を 16 台分、合計 36 台分の駐車場が必要だと考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、診療所の駐車場として利用する計画です。</p> <p>(6 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成 16 年に設立され、調剤薬局の経営を主たる業務として現在まで健全な経営を続けております。申請地は県道沿いであり、J R 永和駅からも近く、さらにこの地域には調剤薬局がなく、地域の方に利用していただけると考えました。申請地であれば施設の規模に必要な面積があり、農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を買い受け、調剤薬局を建築する計画です。</p> <p>以上、3 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案番号 4 番から 6 番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>会長</p>	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第 8 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 3 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p> <p>《関係委員 着席》</p> <p>続きまして、議案番号 1 番から 3 番、7 番から 10 番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》 (1 番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は愛西市内の賃貸住宅にて、夫婦と子ども二人の 4 人で生活しております。子どもが成長し家財道具が増えてきたことから、今の住まいでは手狭に感じるようになりました。将来のことを考えるとマイホームを建てるのが最善であると考えました。住宅建築地を選定するにあたっては、農業の手伝いもでき、新生活をしていく上での協力も得られる本家の近くを希望しました。申請者夫婦は土地を所有していないため、両親に相談したところ母が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今回の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。</p>

事務局

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成12年に立田町で設立され、中古車輸出、自動車解体業、中古自動車部品の輸出、建設機械・農業機械・プレハブなどの販売などの事業を拡大してきました。事業を遂行していく中で仕入れが相次ぎ、プレハブ、リサイクルコンテナが自動車解体を目的とした既存施設に保管してある状態です。自動車解体業を再開するには既存置場に保管しているプレハブ、リサイクルコンテナを移動させる必要があります。さらに新規事業として中古タイヤを取り扱い、さらなる業績アップを図ることとなりました。そこで資材置き場の確保が急務となり、本店周辺で雑種地や宅地を探しましたが、条件に合う土地を見つけることができませんでした。あきらめかけていたところ、最近まで建設会社の資材置場として利用されていた土地が返却されたと聞きました。所有者は農地法の許可なく申請地を隣接した雑種地と一体で転用されたものとして賃貸しておりました。深く反省しております。所有者より譲ってもよいと話をもらい、雑種地と一体利用ができるため資材置き場として最適であると判断しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成13年に設立され名古屋市港区を本社として、運送業を営んでおります。岐阜県海津市、愛西市にも支店を設けておりますが、現在借用している木曾岬町の既存駐車場が貸主より返却の要望があり、代替地を探す必要が出てきました。近隣の幹線道路沿いで探していたところ、幸いにも申請地を譲っていただけることとなりました。申請地は交通の利便性が良く、駐車場を設置しても他の農用地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は実家で両親と申請者夫婦、子ども2人の6人で生活しております。子どもが大きくなるにつれ、今の住まいでは手狭になってきました。そこで、住宅を新築したいと考えました。申請者夫婦は土地を所有していないため、父に相談したところ、父が所有する農地を住宅敷地として使わせていただけることとなりました。申請地であれば実家の近くであり、子育ても両親と協力しながらでき、生活の環境としても申し分ありません。また、申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(8番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者である法人は平成29年に藤ヶ瀬町で障害福祉サービス事業所を開所し、約20名の障がい者の方々を受け入れています。事業開始当初から生活介護事業利用者家族からの要望を受け、グループホームを計画してきました。土地選定にあたっては交通の利便性が良く、障がい者が地域住民と交流し活動するのに適切な場所を探しました。申請地は現施設から約250mと近く、就労活動を行うには非常に便利でありグループホームを建築するには最適であると考えました。今般の申請にて申請地を買い受け、社会福祉施設(障がい者グループホーム)を建築する予定です。

事務局	<p>(9番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者はあま市の賃貸住宅で夫婦、子1人の3人で生活しております。子どもも大きくなり、二人目の子どものことを考えると今の住まいでは手狭になることが明白です。そこで、自己の持ち家を新築したいと考えました。申請者夫婦は土地を所有していないため、希望に合う土地を探しましたが、なかなか見つかりませんでした。そんな折、申請地を譲っていただけることとなりました。申請地であれば本家の近くであり、子育ても両親と協力しながらでき、老後の親の面倒を見ることもできます。また、申請地は、住宅を建築しても他の農地への影響も少ないため、最適地として選定しました。今般の申請にて、申請地を買い受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>(10番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は津島市に本店をおき、自動車整備、販売業を営んでおります。津島市の本店敷地には事務所、自動車修理整備工場と車両置場を設置しております。車両置場は所有車、修理車両、販売用の中古車が増えて手狭になっており、安全性の確保が急務となってきました。そこで車両を駐車する土地を探していたところ、申請地の所有者との話し合いがうまくいき、譲渡の承諾を得ることができました。現所有者は農地法を十分理解していなかったため、許可を得ずに住宅敷地の一部として申請地を利用していました。深く反省しております。申請地であれば代表取締役の住居の隣地であり、安全管理の面でも申し分ありません。今般の申請にて申請地を買い受け、駐車場を設置する計画です。</p> <p>以上、7件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 1番から3番、7番から10番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請7件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>《事務局説明》（1番から11番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）</p> <p>決定第3号の農地利用集積につきましては、件数も多いため、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。議案番号1番から11番、全体筆数は47筆、面積は44,744㎡です。すべて愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、10名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稲、レンコン、野菜です。愛知県知事同意は令和4年6月3日、愛知県農業振興基金同意は令和4年6月6日、公告年月日は令和4年6月30日、契約開始年月日は令和4年7月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。なお、この事案につきましては農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第 3号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告 3件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から7番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、7件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第9号の規定による確認願 1番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、1件の届出を事務局にて申請書類を確認し、証明させていただきました。以上で説明を終わります。</p> <p>(専決報告 農地法第5条第1項第7号の規定による届出 1番から3番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、3件の届出を受理いたしました。</p>

会長	<p>只今、専決報告 3件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p> <p>続きまして、報告 1件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第18条第6項の規定による通知 1番から8番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、8件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p>これをもちまして、6月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時20分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和4年6月20日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号 4番委員 田 中 光 義

議事録署名者
議席番号 5番委員 浅 井 佐智子